

販売物件明細書

嶺北 森林管理署

1(物件番号) **第 2 号**

2(物件所在地 及び国有林名等) 高知県吾川郡いの町中ノ川
潰ヶ谷山国有林228林班は11小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 5.86 HA

5(林齢) 61 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	6,123	3,414.84	
ヒ ノ キ	936	195.50	
ア カ マ ツ	3	3.10	
モ ミ	5	2.44	
ツ ガ	12	6.26	
そ の 他 L	25	13.12	
計	7,104	3,635.26	

7(現地案内の日時および集合場所)

現地案内を希望されます方は、嶺北森林管理署又は寺家・大川森林事務所へ問い合わせ下さい。

(嶺北森林管理署:0887-76-2110 寺家・大川森林事務所:0887-76-2691)

8(搬出期間) 36ヶ月以内

※ただし、事業着手後は、着手日の属する年度の翌年度末までに搬出を完了すること。

9(運搬路(林道)の通行制限)

通行制限については道路管理者(いの町本川総合支所)へお問い合わせ下さい。

10(特記事項)

- ① 搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ② 周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③ 高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④ 道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
また公道上を跨ぐ場合は道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い適切な落下防止設備を設置すること。
- ⑤ 末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥ 林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦ 河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
- ⑧ この物件は保安林です。伐採着手は伐採協議後となりますので、ご留意下さい。
作業道、集材架線等の設置を行う場合は作業許可の申請を行うこと。
また、支障木の伐採が必要になった場合には伐採の届出等の手続きを行うこと。

11(その他)

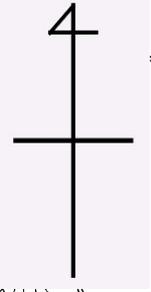
当該物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

立木物件位置図

(売払番号2)

潰ヶ谷山国有林228林班は11小班 面積: 5.86 ha

凡例 売払区域(皆伐) □ 縮尺: 20,000分の1



嶺北仁淀森林計画区

吾川郡
いの町

桑瀬

桑瀬

第1号物件

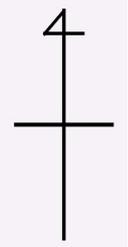
第3号物件



位置図

1:700,000





立木物件位置図 (売払番号2)
潰ヶ谷山国有林228林班は11小班 面積: 5.86 ha
凡例 売払区域(皆伐) □ 縮尺: 5,000分の1

